

# 特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

評価書番号	課	保護評価書名	対象箇所	修正前	修正後（新番号法）
10	住民課	児童手当	-		
			I-1. ② 事務の概要	児童手当に基づき、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな育ちに資することを目的として、児童を養育している方に支給する。 (1) 認定請求書・額改定届の受付・審査・通知書の作成 (2) 受給事由消滅届の受付・審査・通知書の作成 (3) 未支払請求書の受付・審査・通知書の作成 (4) 児童手当の給付 (5) 現況届の受付・審査・通知書の作成 (6) 氏名・住所・支払金融機関変更届の受付	市町村は、児童手当及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  住民からの児童手当認定請求書等の届出により、高校生年代までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。  児童手当等支給に関しては公金受取口座情報を取得する。 手続のオンライン化について、窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムでの受領やマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。  番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、市町村は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
			I-1. ③ システムの名称	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバ・ソフトウェア	1 児童手当システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能 5 申請管理システム
			I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の56項 ・内閣府・総務省令 平成26年9月10日付け令第5号第44条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 番号法第9条第1項 別表の81の項
			I-4. ② 法令上の根拠	（別表第二における情報提供の根拠） 番号法第19条第7号 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当」が含まれる26,30,87の項  （別表第二における情報照会の根拠） 番号法第19条第7号 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「児童手当」が含まれる74,75の項	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表  （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 42、125、141、161の項  （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 106、107、160の項
			I-5. ② 所属長の役職名	課長	住民課長
			I-7 請求先	住民課	〒969-3593 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村総務課政策財務係 電話0241-27-8800
			I-8 連絡先	福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村役場住民課	〒969-3593 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村住民課福祉係 電話0241-27-8810
			II しきい値判断項目 1.対象人数及び 2.取扱者数	平成31年1月31日 時点	令和7年12月1日 時点
			IV-8 人手を介在させる作業 （人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か）		十分である
IV-8 人手を介在させる作業 （判断の根拠）		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童手当事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモリを含む。）の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等			

## 特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

評価書番号	課	保護評価書名	対象箇所	修正前	修正後（新番号法）
			IV-11 最も優先度が高いと 考えられる対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
			IV-11 最も優先度が高いと 考えられる対策 (判断の根拠)		対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、Reamsシステムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。